



# 着実にすすむ新生活運動

より実のある県民運動へ

## 積極的な呼びかけ

### 世論と気運を高める

### 効果的な実践を強化

このように運動を進めるには常に広範囲に呼びかけを続けることが大切であるが、特に今までの状況からみて、この運動をすべての県民のものとし、しかも将来長く続けていくことが最も大切である。ことは次のような方法でさらに積極的な呼びかけを行なう。

(1) 広報資料の作成と積極的な利用—新生活ハンドブックや実践事例集の発刊、さらに検討を加え、組織の整

新生活運動を全県下で歩調のそろったものとして成果をあげるために、各地域の推進組織の体制や運営などについて

新生活運動全員で歩調のそろったものとして成果をあげるために、各地域の推進組織の体制や運営などについて

### 共感のひろばを話して盛り上げる

生活技術指導者(普及員や保健士など)とのつながりを深め県と市町村の行政の連絡を密にして、具体的な実践活動

活動の実践体である青年会、婦人会、友の会、農事研究会、職場組織などの活動に対しては、市町村行政として積極的に協力と支援をする。

この意味から、ことしは一層決する実践へと発展していくのであって、そういう集団が手をつなぎあって村を起し、運動をすすめる母体となるのである。

つまり新生活運動は、小さな集団の話し合いによって進めていくものでなければならない。これはならない。

この意味から、ことしは一層問題を掘り起し、それを解

題が語られ、やがてそれを解決するための学習と実践によつて進めていくものでな

るよう働きかける。また都市部は農村部よりも、組織活動が複雑なこと、階層の相違など、運動推進に多くの困難があつて、まだ十分な成果をあげていない状況にあるので、都市部の運動の活性化をはかるために、積極的に働き

前進していくのです。かくここまで積みあがれ思ひます。大きく開いた窓から明るいさわやかな光が本県にこの運動が生れるとして五年目になります。そして五年目になります。この一つの基

本的な願いに生きえられて一人から五人へ、五人から部落へ、そして村へ町へと、新しい村づくり町づくり運動の方向をとっています。

新生運動はちよつと初から生れ、村ぐるみ町ぐる

夏の薰風のよつたのだと思ひます。大きく開いた窓から明るいさわやかな光が本県にこの運動が生れるとして五年目になります。今も県民の盛り上がる動き

の願いです。新生運動はこの一つの基

「みんなで明るく豊かなくらしを」というのが新生活運動のめあてです。この願いは青年も婦人も、大人も子供も変ることのない共通の願いです。

新生運動はこの一つの基

「みんなで明るく豊かなくらしを」というのが新生活運動のめあてです。この願いは青年も婦人も、大人も子供も変ることのない共通の願いです。

新生運動はこの一つの基

「みんなで明るく豊かなくらしを」というのが新生活運動のめあてです。この願いは青年も婦人も、大人も子供も変ることのない共通の願いです。

新生運動はこの一つの基

「みんなで明るく豊かなくらしを」というのが新生活運動のめあてです。この願いは青年も婦人も、大人も子供も変ることのない共通の願いです。

## 初夏の薰風のように

—新生運動五年目を迎えて—

和歌山県知事 小野真次

五年目を迎えた今日、

五年目を迎

&lt;p

(3) 昭和33年6月1日 県政の出先  
県物産の番頭役 大阪物産販売斡旋所  
軽くご利用を

宙に浮く一億八千万円  
夜でもどうぞ  
保健所などに常備  
マムシの血清  
昨年五月に施行された引揚者  
給付金等支給法にもついて  
県では、提出された請求書に  
ついてその受給資格の認定事  
務を続いているが、まだ請求  
書を出していない該当者が一  
万人以上あると予想されるの  
で、なるべく早く請求手続き  
をするよう望んでいる。  
県内でこの給付金を受けられ  
るのは、引揚者給付金が約三千人  
万人、遺族給付金が約三千人  
とみられているが、本年三月  
末までに引揚者約二万人、遺  
族約二千人が請求している。だ  
けで、一万人大きい未請求者  
があり、このため約一億八千  
万円の給付金が宙に浮いてい  
ることになる。  
(福祉)事務所ごとに市町村  
の事務担当者講習会をひらく  
とともに、未請求者との懇談  
会をひらく指導するなど、

引揚者  
給付金  
申請者  
県内  
の物産を国内はおろか  
海外へも宣伝紹介し、さら  
に販売斡旋する目的で県物  
産販売斡旋所がある。  
街、大阪市東区北久宝寺町  
ところで、この斡旋所は北  
海道の札幌、東京、大阪の  
三ヵ所にあり全国的に強い  
根を張っているが、今回は  
本県と目と鼻の先の大坂物  
産販売斡旋所を紹介する。  
看板が見える物産斡旋所の  
堤筋に面した東向きの建物  
である。この辺りはさつ  
と見渡しただけでも数々の  
機械を見える物産斡旋所の  
足、大阪市福島区下福島一  
二の三がその所在地であ  
る。昭和二十八年商工省部  
を中心に各種の物産見本市  
や宣伝即売会の開催と参加  
信用調査や国外販路の開拓  
観光宣伝、観光客の誘致、  
また職業紹介など、あらゆ  
る機会を機関を利用して県  
民の利益増大のために積極  
に活動をはじめる。昭和二  
十九年商工省部

昨年五月に施行された引揚者  
給付金等支給法にもついて  
県では、提出された請求書に  
ついてその受給資格の認定事  
務を続いているが、まだ請求  
書を出していない該当者が一  
万人以上あると予想されるの  
で、なるべく早く請求手続き  
をするよう望んでいる。  
県内でこの給付金を受けられ  
るのは、引揚者給付金が約三千人  
万人、遺族給付金が約三千人  
とみられているが、本年三月  
末までに引揚者約二万人、遺  
族約二千人が請求している。だ  
けで、一万人大きい未請求者  
があり、このため約一億八千  
万円の給付金が宙に浮いてい  
ることになる。

が金全額が支払われる。ただし、固くしばたままで  
は口で吸い出し、マムシの毒  
から心臓に近い方を固くしば  
り、傷口を開いて血といっ  
 sposo て吐き出すが、また  
はお風呂場には、蛇毒血清  
のほかにワイルド治療血清、  
破傷風治療血清、ガスエン抗  
毒素、狂犬病人体用ワクチン  
なども常備して万一の場合  
備えています。

六月七日は「計量記念日」で、新しく計量法が生まれたの  
に從来の度量衡法が廃止され  
ます。昭和二十六年の六月七日  
で、その日を記念したわけで  
す。この法律によって来年の  
オノ四月号で募集した時著者  
の問題は、応募数二三一  
通ありましたが、このうち一  
通を採用することになり、  
今回次の四題をとりあげま  
した。他の七題は追って出題  
します。

【応募規定】 応募資格は県内  
在住者、用紙は官製はがきに  
限る。必ず郵送すること。(持  
込)送先は和歌山郵便局私  
書函第五〇号、時報クイズ係  
発表は本紙八月号紙上。

【賞金】 正賞一万円(一名)  
残余賞千円(五名)正解者の  
書類は本紙八月号紙上。

【応募規定】 応募資格は県内  
在住者、用紙は官製はがきに  
限る。必ず郵送すること。(持  
込)送先は和歌山郵便局私  
書函第五〇号、時報クイズ係  
発表は本紙八月号紙上。

【賞金】 正賞一万円(一名)  
残余賞千円(五名)正解者の  
書類は本紙八月号紙上。

【応募規定】 応募資格は県内  
在住者、用紙は官製はがきに  
限る。必ず郵送すること。(持  
込)送先は和歌山郵便局私  
書函第五〇号、時報クイズ係  
発表は本紙八月号紙上。

県政の出先  
県物産の番頭役  
大阪物産販売斡旋所  
軽くご利用を

三ヵ所にあり全国的に強い  
根を張っているが、今回は  
本県と目と鼻の先の大坂物  
産販売斡旋所を紹介する。  
看板が見える物産斡旋所の  
足、大阪市福島区下福島一  
二の三がその所在地であ  
る。昭和二十八年商工省部  
を中心に各種の物産見本市  
や宣伝即売会の開催と参加  
信用調査や国外販路の開拓  
観光宣伝、観光客の誘致、  
また職業紹介など、あらゆ  
る機会を機関を利用して県  
民の利益増大のために積極  
に活動をはじめる。昭和二  
十九年商工省部

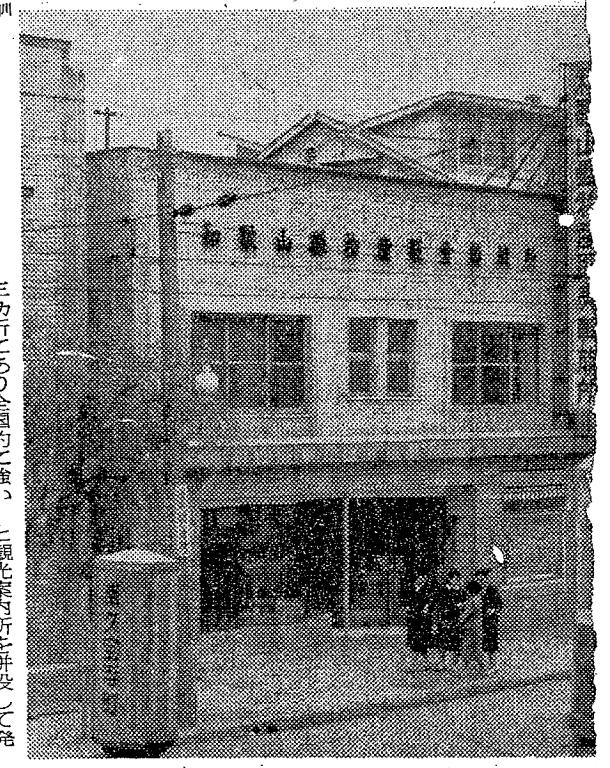
と観光案内所を併設して發  
売されたかどうかのバロメー  
ターであった。隣人が競争  
相手であったわけだ。  
しかし今では市場が拡大し  
た。各府県の対抗の時代に  
阪中央市場で張り切ってい  
るが、こういう時代にこそ  
農産品部は朝の五時から大  
阪の市場で張り切ってい  
るが、こう足だまりにして  
いるといえまい。

農産品部は、気軽  
に商談などの足だまりにして  
いる。商品展示や斡  
旋手数料は一切無料でサ  
ビスしているのだから、も  
っともっと安くて利用して  
ほしい。と語っている。

電話番号は(商古品部)  
26-2821、7064(農産  
品部)44-6668である  
日本でこんな物はダメだらうと考  
えず、何でもこじらし出品  
するのが大切だといふ。

電話番号は(商古品部)  
26-2821、7064(農産  
品部)44-6668である  
日本でこんな物はダメだらうと考  
えず、何でもこじらし出品  
するのが大切だといふ。

【賞金】 正賞一万円(一名)  
残余賞千円(五名)正解者の  
書類は本紙八月号紙上。



的な活動を行なっている。  
物産斡旋所を利用するには  
県商課や地方事務所で相  
談して見本と見積書を提出  
すればよいが、ここで扱う  
商品の八割までが輸出であ  
ることから、鉛子が一輪さ  
しの花瓶に使  
間がべきなり  
り、欄  
の花瓶  
がだらうか。  
物を売ったかどうかのバロメー  
ターであった。隣人が競争  
相手であったわけだ。  
しかし今では市場が拡大し  
た。各府県の対抗の時代に  
阪中央市場で張り切ってい  
るが、こう足だまりにして  
いるといえまい。

農産品部は朝の五時から大  
阪の市場で張り切ってい  
るが、こう足だまりにして  
いるといえまい。

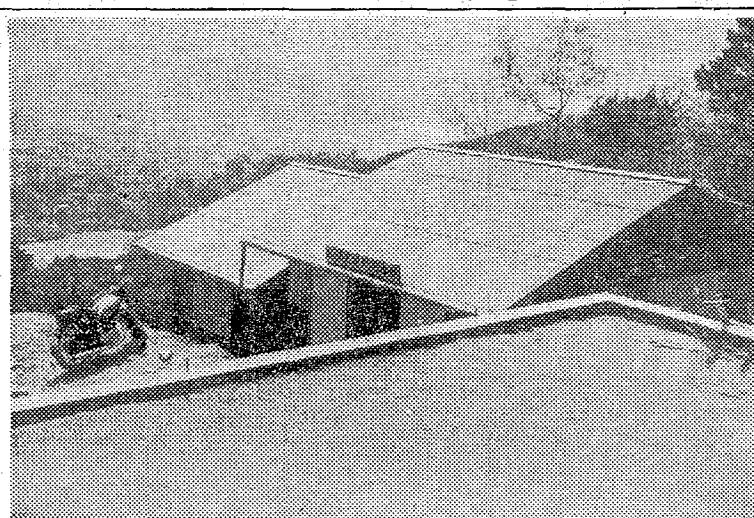


## 税法の一部改正

炭化水素油も課税対象に  
地方税法の一部が改正されて  
軽油引取税の課税の範囲が広  
くなった。軽油や揮発油以外  
の炭化水素油(軽油類似品と  
いう)は従来課税されなかつたが、  
五月一日から自動車を道路で運行させるための燃料として使う場合は課税されることがある。この場合の納稅

義務者はその自動車を持って  
いる人で、税率は消費量一キ  
リットルにつき八千円、申告  
納付制で毎月十五日までに納  
めることになっている。

県では課税対象となる自動車  
の調査を進めていたが、核  
心は詳しいことをよりの地  
方(県税)事務所へ問合せ  
よう望んでいた。



那賀町北浦地区的ミカン園二  
十三町歩に新農村建設事業の一  
環として三百八十方円で共  
同防除施設が完成、大きな期  
待と注目があつめている。さ  
る四月十日に関係者八十名が  
出席して竣工式をおこなつた

写真は愛宕山の頂上に貯  
水池(下)と岳間貯水池(左)  
写真は空き上の機械室(左)

## 共同防除施設が完成

薬剤撒布は人々の成績

那賀町北浦



病虫害は  
早期に防除  
しましよう

○田▽第四種(特殊法定伝染病)五五〇円

○田▽第四種(特殊法定伝染病)五五〇円

一万四戸で、県ではこの週間中、さらにプロパンガスの使用後は必ず元バルブを締めること▽調整器は絶対に

うと次のように消費者に呼びかけている。

安全であるといつていい。  
安全であるといつていい。

で約五百町歩が達成され  
ることがわかった。これは今までに伐採後放置されていいた財産区等の大面積を注いだため、那賀郡から「

ほけ山」をなくそと大いに意気込んでいる。

造林に力をこぶ  
すでに五百町歩達成

が、そのときの公開実験も大  
へんな好評をうけ、その後の  
薬剤撒布にも人々の成績をお  
さめしている。

この施設は愛宕山の頂上に貯  
水池を設けて機械室までビニ  
ールパイプで送水する。ここ  
で薬液槽に導いて完全に薬剤  
かく拌をおこない全ミカン園  
に網の目のように張りめぐら  
された総延長二万四千百尺の

津島橋では、

先進地長野県

のリンゴ園や

静岡県の柑橘

地帯の共同防

除施設を観察

した結果、研

究を重ねて完

成したこと

までのおこな

った個々

までのくみになつてある。い

の共同施設である。

までのくみになつてある。

までのくみになつてある。</p

海南、野上土地改良区が事業主体になつて昨年から5ヵ年の継続事業で工事を進めていた野上町の生石口から海南市別院までの团体営農かい排水事業は、着工いらい貴志川の下流にそつて順調に進展しており、現在までに長さ二十九点のコンクリート暗渠(直

海南、野上土地改良区が事業主体になつて昨年から5ヵ年の継続事業で工事を進めていた野上町の生石口から海南市別院までの团体営農かい排水事業は、着工いらい貴志川の下流にそつて順調に進展しており、現在までに長さ二十九点のコンクリート暗渠(直

## 生石口に沈砂池

海南市  
野上町

の灌がい排水事業



病虫害は  
早期に防除  
しましよう



力・ハエの撲滅へ



初島町で活ばつな運動

二

立って活ばな運動をおこし、地区組織を結集して

先ず排水溝の清掃を実施す

るなど積極的な活動を開催

している。弓場地区では第

一回の駆除を四月二十五日

に行ない、DDT、ニクト

は糞糞を噴霧中の弓場地区

では青年団、婦人会が先頭

も立って活ばな運動を行なうが、

なかでも弓場地区と奥地区

が、一方奥地区でも去る五

月二十一日一回目の駆除を

実施した。

なお弓場町では町全体の駆除

は薬剤を散布、その後二回

も立って駆除を行なった

にわたって駆除を行なった

が、一方奥地区でも去る五

月二十一日一回目の駆除を

実施した。

海南署では六月一日から月末

までを「農繁期防犯運動」と

して強力な取締りを実施する

ことになり、期間中はポスター

を掲示して宣伝を行ない、

とほえの撲滅」にのりだし

屋、納屋、牛小舎、ゴミだ

れ、火災報知器や消火設備、

メールシユートなどを勿論の

品は分散すること。

くことが大切であるが、守

るときには二段、三段構え

で戸じまりをし、現金や貴重

品は分散すること。

くことが大切であるが、守

るときには二段、三段構え

# 伊都橋本版

その名も「白百合」  
未亡人の家政婦会でさる。

◆果樹の消費◆  
病虫害は  
早期に防除  
しましよう

務所は妙寺町丁の町森田琴代  
さん宅（電話妙寺局二六）に  
置くことになった。  
現在登録されている会員三十  
五名はいずれも日赤和歌山支  
部の講習会を受けて合格した  
優秀な家政婦さんばかりで、  
すでに発会前から派出申込が  
あり関係者を喜ばせている。  
この会の生みの親である地方  
事務所では今後の発展を期待  
する。

（いずれも日額で食事と寝具  
は会員もの）

▽第一種（普通病・一般家  
事）四五〇円▽第二種（ハ  
シカ、産褥熱）四八〇円▽

第三種（法定伝染病）五〇  
円▽第四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五種（法定伝染病）五〇  
円▽第六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七種（法定伝染病）五〇  
円▽第八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九種（法定伝染病）五〇  
円▽第十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第二十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第二十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第二十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第二十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第二十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第三十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第三十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第三十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第三十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第三十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第三十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第三十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第三十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第三十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第三十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第四十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第四十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第四十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第四十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第四十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第四十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第四十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第四十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第四十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第四十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第五十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第五十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第五十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第五十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第五十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第五十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第六十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第六十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第六十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第六十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第六十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第六十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第六十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第六十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第六十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第六十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第七十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第七十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第七十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第七十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第七十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第七十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第八十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第八十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第八十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第八十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第八十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第八十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第八十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第八十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第八十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第八十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第九十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第九十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第九十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第九十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第九十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第九十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百二十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百二十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百二十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百二十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百二十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百二十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百三十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百三十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百三十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百三十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百三十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百三十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百四十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百四十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百四十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百四十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百四十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百四十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百五十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百五十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百五十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百五十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百五十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百五十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百六十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百六十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百六十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百六十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百六十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百六十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百七十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百七十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百七十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百七十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百七十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百七十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百八十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百八十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百八十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百八十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百八十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百八十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百九十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百九十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百九十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百九十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第一百九十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第一百九十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二百一十一種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百一十二種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二百一十三種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百一十四種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二百一十五種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百一十六種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二百一十七種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百一十八種（特殊法定伝  
染病）五五〇円

▽第二百一十九種（法定伝染病）五〇  
円▽第二百二十種（特殊法定伝  
染病）五五〇円







信用力や担保力が小さい中小企業者の信用を保証し、金融機関から金を借りやすくするために、県は出資して設立された県信用保証協会では、このほど保証金額の最高限度引き上げ、さらに業者の便宜をはかりています。

全部を借りられない業者は、貸すことを利用してください。法人および組合にいる資金か運転資金である。

保証金額を引き上げ

## 中小企業者に福音

（第一放送）

（毎月曜日午後4時45分～5時00分）

（毎月曜日午前11時50分～12時00分）

（毎日曜日午前8時45分～9時00分）

（毎日曜日午前9時15分～10時00分）

（毎日曜日午前10時15分～11時00分）

（毎日曜日午前11時30分～12時15分）

（毎日曜日午前12時30分～1時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後2時30分～3時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）

（毎日曜日午後6時30分～7時15分）

（毎日曜日午後7時30分～8時15分）

（毎日曜日午後8時30分～9時15分）

（毎日曜日午後9時45分～10時30分）

（毎日曜日午後10時15分～11時00分）

（毎日曜日午後11時30分～12時15分）

（毎日曜日午後1時30分～2時15分）

（毎日曜日午後3時30分～4時15分）

（毎日曜日午後4時30分～5時15分）

（毎日曜日午後5時30分～6時15分）